5. 3. 7. 2. 4. 10. 又は5. 5. 4. 2. 6. 5. (「vehicle is located on a “Highway”」の要件に限る。)若しくは附則３（3. 4. 4. 及び3. 5. に限る。)の規定は適用しないことができる。なお、当該運行補助機能が協定規則第79号の規則2. 3. 4. 1. 又は2. 3. 4. 5. に定める機能にあっては前号の基準に適合するものであればよい。	
三　(略)	三　(略)
３～６　(略)	３～６　(略)
(速度計等)	(速度計等)
第148条　(略)	**第148条**　(略)
２　(略)	２　(略)
３　走行距離計の表示、取付位置、精度等に関し、保安基準第46条第２項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。	３　走行距離計の取付位置、表示等に関し、保安基準第46条第２項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。
一・二　(略)	一・二　(略)
三　走行距離計が表示する距離は、平坦な舗装路面での走行時において、著しい誤差のないものであること。	(新設)
４　(略)	４　(略)
(電気装置)	(電気装置)
第177条　(略)	**第177条**　(略)
２～４　(略)	２～４　(略)
５　保安基準第17条の２第５項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。	５　保安基準第17条の２第５項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。
一～十二　(略)	一～十二　(略)
十三　自動車に備える原動機用蓄電池又は充電系連結システムは、次に掲げる場合において、運転者に対してテルテールによって警告をするものであること。	十三　自動車に備える原動機用蓄電池及び充電系連結システムは、次に掲げる場合において、運転者に対してテルテールによって警告をするものであること。
イ・ロ　(略)	イ・ロ　(略)
ハ　原動機用蓄電池（二輪自動車、側車付二輪自動車及び三輪自動車であって車室を有しないものに備えるものを除く。)が熱連鎖（原動機用蓄電池を構成するうちの一部の電池が熱暴走（電池温度の上昇が制御不能な状態をいう。以下同じ。)を起こした際に、その熱暴走が隣接する電池に広がることをいう。以下同じ。)を起こしている場合	(新設)
十四　(略)	十四　(略)
十五　自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車及び三輪自動車に備えるものを除く。)にあっては、熱連鎖により発生する煙が客室内に放出されない構造であること。	(新設)
６～８　(略)	６～８　(略)
(速度計等)	(速度計等)
第226条　(略)	**第226条**　(略)
２　(略)	２　(略)
３　走行距離計の表示、取付位置、精度等に関し、保安基準第46条第２項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。	３　走行距離計の取付位置、表示等に関し、保安基準第46条第２項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。
一・二　(略)	一・二　(略)
三　走行距離計が表示する距離は、平坦な舗装路面での走行時において、著しい誤差のないものであること。	(新設)
４　(略)	４　(略)
(速度計等)	(速度計)
第253条　速度計の取付位置、精度等に関し、保安基準第65条の２第１項の告示で定める基準は、別添88「速度計の技術基準」に定める基準を準用する。２個以上の速度計を装備する場合、これらすべての速度計は、本項の要件を満たしていなければならない。	**第253条**　速度計の取付位置、精度等に関し、保安基準第65条の２第１項の告示で定める基準は、別添88「速度計の技術基準」に定める基準を準用する。